

2013年3月8日

国土交通省淀川河川事務所 所長 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔
宇治・防災を考える市民の会
代表 志岐常正

宇治川・塔の島を大改変する改修工事に関する質問書

2013年3月8日付「塔の島の桜並木伐採に抗議し、宇治のシンボル景観・塔の島を大改変する改修工事を、緊急に全面的に見直し、抜本的に変更することを求めます」の要請書に合わせ、下記の点についてお尋ねします。

- 1、市民への説明会をすみやかに開催されるよう求めましたが未だ開催されていません。その理由は何ですか。
- 2、国土交通省が2007年に定めた「美しい国づくり政策大綱」は、それまでの反省の上に、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」としています。
宇治川塔の島地区は、まさに「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区」に該当し、「景観への影響に特段の配慮」が払われなければならない地域ですが、どのように考えていますか。
- 3、塔の島は宇治市景観計画で宇治のシンボル景観と定められ、宇治の文化的景観の重要景観構成要素です。また平等院と宇治上神社の2つの世界遺産のバッファゾーンに位置します。この塔の島の形状を大改変することは、重要景観構成要素の大改変であって許されないことですが、どのように考えていますか。
- 4、宇治市建設水道常任委員会資料(平成25年1月23日)で、「今回の整備で島を“中州に近づけ、」とありますがどういうことですか。
 - 4-2 何のためですか。
 - 4-3 なぜそれが必要なのですか。
- 5、現在(伐採前)352本ある桜をはじめとする樹木を268本伐採し、101本を新規植樹し、全体として樹木数を大幅に減少させる植栽計画がありますが、何のためですか。
 - 5-2 なぜそれが必要なのですか。
- 6、橋島・塔の島の切り下げる計画がありますが、何のためですか。
 - 6-2 なぜそれが必要なのですか。
- 7、橋島上流端を改変する計画がありますが、何のためですか。

- 7-2 何故それが必要なのですか。
- 8、中の橋の掛け替え計画がありますが、何のためですか。
- 8-2 何故それが必要なのですか。
- 9、トイレの移設計画がありますが、何のためですか。
- 9-2 何故それが必要なのですか。
- 9-3 公園にトイレがあつて何故いけないのですか。
- 10、宇治川(塔の島地区)の特性を無視して本流側へ人を下ろす計画がありますが、何のためですか。
- 10-2 何故それが必要なのですか。
- 10-3 危険性についてどの様に考えているのですか。
- 10-4 どのような安全対策を講じるのですか。
- 10-5 過去に本流側で転落事故が起こり、人命が失われたことを知っているのですか。
- 11、比較的安全な塔の川への接近を妨げる塔の川の護岸形態は何のためですか。
- 11-2 なぜその形態を取る必要性があるのですか。
- 12、塔の川の流下能力を高めるために河床を掘削する工事をしながら、流下能力を低下させる護岸を川中に出す工事、さらに流下能力を低下させる木工沈床を設置する工事をされています。
- 12-2 なぜ護岸を川中に出すのですか。
- 12-3 流下能力を低下させてまで行う必要性は何ですか。
- 12-4 木工沈床を設置するのは何のためですか。
- 12-5 流下能力を低下させてまで行う必要性は何ですか。
- 12-6 塔の川の改修前の流下能力は毎秒何m³ですか。
河床掘削後で毎秒何m³になりますか。護岸改修後毎秒何m³になりますか。木工沈床設置後毎秒何m³になりますか。
- 13、工事用の鋼矢板を工事後も残し、導流堤とする計画は、何のためですか。
- 13-2 景観や環境を破壊してまでもおこなう必要性はありますか。
- 14、工事用道路を工事後も残し、「小径」とする計画は、何のためですか。
- 14-2 その必要性はなんですか。河積を狭め、景観・環境を破壊してまで行う必要性はありますか。
- 15、淀川河川事務所所長の諮問機関である「塔の川地区景観構造検討会」が、会議非公開、資料非公開で行われているのはなぜですか。
何故非公開にする必要があるのですか。

上記について、3月27日までに回答をいただきますようお願いします。

以上

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033 京都府宇治市大久保町北ノ山11-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472 e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

〒611-0021 宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223